

○御前崎市結婚新生活支援補助金交付要綱

(平成 29 年 3 月 24 日告示第 47 号)

改正 平成 30 年 3 月 13 日告示第 30 号 平成 31 年 3 月 27 日告示第 44 号
令和 2 年 3 月 25 日告示第 58 号 令和 3 年 3 月 30 日告示第 91 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、地域における少子化対策の強化を図るため、新規に婚姻した世帯に対し、御前崎市結婚新生活支援補助金を交付することについて、御前崎市補助金等交付規則(平成 16 年御前崎市規則第 37 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和 3 年 1 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- (2) 住居費 令和 3 年 1 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間の、結婚に伴い新たに物件を購入又は賃借する際に要した費用(物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費又は仲介手数料)。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当の額を除く。
- (3) 引越費用 令和 3 年 1 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間の引越業者又は運送業者への支払その他の引越しに係る実費をいう。

(補助対象世帯)

第 3 条 補助の対象となる新婚世帯は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている世帯とする。

- (1) 所得証明書に記載する、平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの間の夫婦の所得を合算した金額が 400 万円未満である世帯。ただし、次のアからイに該当する場合は、それぞれに記載する計算方法により算出する。
 - ア 給与所得者である夫婦の双方又は一方が婚姻を機に離職し、申請時において無職の場合は、所得なしとする。
 - イ 貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合は、所得証明書を基に算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額
- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が 39 歳以下である世帯
- (3) 対象となる住居が御前崎市内にあり、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。
- (4) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (5) 過去にこの告示に基づく補助を受けたことがないこと。

(6) 静岡県又は御前崎市が開催する結婚、妊娠・出産又は子育てに温かい社会づくり若しくはその機運の醸成に資する家事育児参画促進講座等を受講していること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、住居費と引越費用を合わせた額を対象とし、次の表のとおりとする。

区分	補助上限額
新婚世帯のうち、婚姻日における年齢の高い方が29歳以下の世帯の場合	60万円
新婚世帯のうち、婚姻日における年齢の高い方が39歳以下の世帯の場合	30万円

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、結婚新生活支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、特別の理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 提出書類

ア 住民票の写し

イ 戸籍抄本又は婚姻届受理証明書

ウ 所得証明書

エ 貸与型奨学金の返還額がわかる書類

オ 物件の売買契約書(住居費における購入の場合)

カ 物件の賃貸借契約書(住居費における賃貸借の場合)

キ 賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類(住居費における賃貸借の場合)

ク 住宅手当支給証明書(様式第2号)(住居費における賃貸借の場合)

ケ 引越しに係る領収書(引越費用)

コ 宣誓書(様式第3号)(第3条第1号アに該当する者に限る。)

サ 第3条第6号に掲げる静岡県又は御前崎市が発行した家事育児参画促進講座等を受講したことを証明する書類の写し

シ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

令和4年3月31日まで

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その可否について結婚新生活支援補助金交付決定通知書(様式第4号)又は結婚新生活支援補助金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第7条 申請内容に変更の承認を受けようとするときは、結婚新生活支援補助金変更交付申請書(様式第6号)に第5条第1号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、第6条又は前条による交付の決定の通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) その告示に違反する行為があったとき。

(補助金の請求)

第10条 補助対象者は、第6条又は第8条による交付決定通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに、結婚新生活支援補助金請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 補助対象者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第12条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告又は書類の提出を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第6条又は第8条による交付の決定を受けた者に対するこの告示の規定の適用については、この告示失効後も、なお効力を有する。

附 則(平成30年3月13日告示第30号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 27 日告示第 44 号)
この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 25 日告示第 58 号)
この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 30 日告示第 91 号)
この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

結婚新生活支援補助金交付申請書
[別紙参照]

様式第 2 号(第 5 条関係)

住宅手当支給証明書
[別紙参照]

様式第 3 号(第 5 条関係)

宣誓書
[別紙参照]

様式第 4 号(第 6 条関係)

結婚新生活支援補助金交付決定通知書
[別紙参照]

様式第 5 号(第 6 条関係)

結婚新生活支援補助金不交付決定通知書
[別紙参照]

様式第 6 号(第 7 条関係)

結婚新生活支援補助金変更交付申請書
[別紙参照]

様式第 7 号(第 8 条関係)

結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 10 条関係)

結婚新生活支援補助金請求書

[別紙参照]